

都道府県独自の荒廃農地対策事業一覧（令和7年4月時点）

注1：掲載事業は、全ての事業を網羅したのではなく、各都道府県の判断により報告のあった事業である。

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東北局	岩手県	-	いきいき農村基盤整備事業	市町村等	県内全域 （農用地区域）	耕作放棄地の発生防止・農作業の効率化及び農業・農村の維持・発展	耕作放棄地の発生防止（障害物除去、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助する。 ①耕作放棄防止（発生防止） ②耕作放棄防止（土壌改良）	①25,000円/10a ※上限200万円 ②30,000円/10a ※上限200万円
	宮城県	-	遊休農地再生利用支援事業	市町村等	県内全域	遊休農地の解消・発生防止により、農村の維持・地域活性化、農地集積を図る。	遊休農地の解消から有効活用へ繋がる再利用作業や、多様な担い手へのマッチングを行う取組等を支援する。 1 地域活性化対策 ①農地最適化利用計画策定支援 ②多様な人材への農地利用マッチング 2 農地の再生利用対策 遊休農地の荒廃解消・再生のために行う再生作業、土壌改良、鳥獣害対策、作付及び放牧等	1 上限10,000千円（下限500千円） 2 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内
	秋田県	-	県単遊休農地再生利用事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農地所有適格法人 ・集落営農組織 ・基本構想到達者	県内全域	過疎化や高齢化の進行による担い手不足を背景に、遊休農地が急激に増加しており、周辺での病虫害や鳥獣による農作物被害の発生など、周辺に悪影響を及ぼしていることから、遊休農地を解消し、担い手による農地利用を促進するため、本事業により支援する。	遊休農地の営農活動に係る経費の一部を補助する。 ・再生利用活動 雑木刈払、集積、抜根、耕起等 ・土壌改良 土壌改良材の調達、深耕作業等 ・営農定着 営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等 ・条件整備 暗渠排水、湧水処理、素掘り明渠等	県：1/4以内 ・再生利用活動：上限25千円/10a ・土壌改良：上限10千円/10a ・営農定着：上限10千円/10a ・条件整備：上限50千円/10a
	山形県	-	やまがた農地リフレッシュ&アクション事業	新規就農者等	県内全域 （農用地区域）	遊休農地の再生及び利用促進、担い手の確保・育成	遊休農地等の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）及び営農定着・粗放利用に係る経費の一部を補助する。	県：1/4 市町村：1/4以上 ※県と市町村あわせて1/2以上
	福島県	-	遊休農地等再生対策支援事業	市町村等	県内全域	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）及びそれに付帯して行う条件改善整備（暗きょ排水、客土等）の取組に係る経費の一部を補助する。	1/2以内 ※上限100万円未満
関東局	茨城県	-	中山間地域農業基盤整備促進事業	市町等	県内全域 （中山間地域等直接支払制度の対象地域）	耕作放棄地の再生、利用促進、農業者育成及び中山間地域の活性化	中山間地域における水田への畑作物導入等のために行う簡易な基盤整備（畦畔除去（段差修正含む）、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、耕作放棄地解消、電牧柵等）に係る経費の一部を補助する。	県：62.5% 市町村：22.5% 申請者：15.0%
	栃木県	-	農地いきいき再生支援事業	地域協議会	県内全域 （地域計画の区域内）	遊休農地の再生及び担い手等への集積・集約化促進	遊休農地等の再生作業（刈払い、抜根、深耕、整地、土壌改良及び放牧に係る簡易牧柵の整備等）に係る経費の一部を補助する。	30,000円/10a
	群馬県	-	遊休農地再生利用事業	市町村	県内全域 （遊休農地等）	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の再生作業、発生防止に係る経費の一部を補助する。 ①発生防止（推進事業） 農地の更なる荒廃を防ぐ取組に要する経費（遊休農地の予防等の取組に係る消耗品、燃料費、研修会費、啓発資料作成等） ②再生利用・集積（伐採・抜根、整地等） 荒廃した農地（1号遊休農地）の再生に要する経費（樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等）	①1/2以内 上限100,000円 ②1/2以内 中山間地以外：上限25,000円/10a 中山間地：上限75,000円/10a ※遊休農地を含み、事業実施翌年度より、新たに耕作する農地面積が中山間地域以外：3ha以上、中山間地域：1ha以上の場合は以下の交付単価とする。 中山間地以外：上限50,000円/10a 中山間地：上限100,000円/10a
	神奈川県	-	市町村事業推進交付金（農とみどりの整備事業）	市町村等	県内全域 （農業振興地域）	耕作放棄地の発生防止、再生、担い手等への農地集積・集約化の促進及び景観形成	基盤整備、施設整備及び耕作放棄地の再生作業等に係る経費の一部を補助する。	県：1/2 ※耕作放棄地の発生防止及び解消を目的とした農業機械の導入：3/10
		-	小規模農地基盤整備事業（簡易基盤整備事業）	県	県内全域 （農地中間管理事業対象農地）	小規模なまとまった農地の生産基盤の確保や耕作放棄地の解消・発生防止等	担い手への農地中間管理機構との長期契約等を条件に、簡易な基盤整備を行う。	県2/3、市1/3
		-	荒廃農地復旧流動化推進事業	県	県内全域 （耕作放棄地）	耕作放棄地の発生防止、再生、担い手等への農地集積・集約化の促進及び農業の持続的な発展	担い手への農地中間管理機構との長期契約等を条件に、簡易な基盤整備を行う。	10/10
		-	かながわホームファーマー事業	県	県内全域 （耕作放棄地）	耕作放棄地の再生、農地の保全、住民の農業体験の機会創出及び担い手育成	耕作放棄地の再生作業及び農園の体験研修に係る経費を補助する。	10/10
		-	かながわ農業サポーター事業	県	県内全域 （耕作放棄地）	担い手育成、耕作放棄地の再生及び利用促進	担い手の育成（認定希望者支援、かながわ農業サポーター支援等）及び耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、客土、有機物投入等）に係る経費を補助する。	10/10
		-	オレンジホームファーマー事業	県	県内全域 （耕作放棄地）	耕作放棄地の再生、農地の保全及び住民の農業体験の機会創出	耕作放棄地の再生作業及び農園の体験研修に係る経費を補助する。	10/10

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	神奈川県	-	飼料畑貸借等推進事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	県産飼料作物増産、効率的な飼料作物の生産	農地中間管理機構の機能を活用して、飼料生産基盤となる農地を集積するため、荒廃農地等を復旧し貸借を推進するための委託を実施。	10/10
	山梨県	-	機構借受農地整備事業	農地中間管理機構、市町村	県内全域 (農地中間管理権取得農地)	担い手等への農地集積・集約化促進	担い手等のニーズに合った農地整備（再生作業、農業用排水路の整備、暗渠排水、農用地保全等）、果樹棚・ハウス施設等の修繕に係る経費を補助する。	200,000円/10a以内
		-	耕作放棄地等再生整備支援事業	市町村、土地改良区等	県内全域	耕作放棄地の再生、発生防止及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業（ほ場整備、農道整備等）に係る経費の一部を補助する。	1/2
		-	やまなし担い手サポート農地整備事業	機構借受農地整備事業：農地中間管理機構、市町村	県内全域 (農地中間管理権取得農地)	担い手等への農地集積・集約化促進	担い手等のニーズに合った農地整備（再生作業、農業用排水路の整備、暗渠排水、農用地保全等）、果樹棚・ハウス施設等の修繕に係る経費を補助する。	400,000円/10a以内
		-		地域計画実現支援事業：市町村、土地改良区等	県内全域	耕作放棄地の再生、発生防止及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業（ほ場整備、農道整備等）に係る経費の一部を補助する。	1/2
	静岡県	-	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	県内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助する。 ①再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等） ②施設補完整備（基盤整備、農業体験施設整備等）	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		-	荒廃農地等を活用した活動団体支援事業	団体等	県内全域 (農業振興地域)	荒廃農地等の再生、保全管理及び地域振興の推進	荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地の管理及び地域振興に資する取組に係る経費の一部を補助する。	県：1/2 ※上限200千円
北陸局	富山県	-	美しい農村景観整備事業	地域協議会等	県内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生、利用促進及び景観形成	荒廃農地の再生作業（障害物除去、草刈り、深耕等）及び景観形成（景観作物、種苗等の購入）に係る経費の一部を補助する。 ①復元整備（一般型） ②復元整備（景観改善型） ③活用促進事業（一般型） ④活用促進事業（景観改善型） ※①及び③、②及び④はセットで取り組むことが要件。	市町村が、下記の通り県が補助する額の2倍以上の補助を行う。 ①県1/4以内、上限25,000円/10a ②県1/2以内、上限50,000円/10a ③県1/4以内、上限10,000円/10a ④県1/2以内、上限25,000円/10a
東海局	岐阜県	-	遊休農地等利活用促進事業	農業者等	県内全域 (農用地区域)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の解消、再生作業に係る経費の一部を補助する。 ①刈払 ②再生活動（深耕・整地・排水改善・障害物除去） ③重機を使用する場合 ④土壌改良	①補助対象経費の1/4以内又は6,000円/10aのいずれか低い額 ②補助対象経費の1/4以内又は25,000円/10aのいずれか低い額 ③補助対象経費の1/4以内又は50,000円/10aのいずれか低い額 ④補助対象経費の1/4以内又は12,500円/10aのいずれか低い額
近畿局	大阪府	-	農空間づくりプラン事業	大阪府都市農業の推進および農空間の保全と活用に関する条例に基づき知事が認定する、農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会	府内における農空間保全地域（・生産緑地法第3条第1項に規定する生産緑地地区の区域 ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域 ・市街化調整区域のおおむね5ヘクタール以上の集団農地の区域 ・ほか、知事が長期にわたり保全することが適当と認める区域）	農空間保全地域の農地の利用促進	農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会による農地の利用促進に関する計画の策定にかかる経費や、計画に基づく地域の協力による農道や水路、市民農園の整備、遊休農地解消の復田のため行われる除草、再耕起などの作業に係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費の一部を補助する。	1/2以内 ※事業費100万円以上
	兵庫県	-	農地有効活用総合対策事業（うち耕作放棄地再生・活用支援）	市町、農業委員会等	県内全域（1号遊休農地、再生利用が困難な農地等）	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業等に係る取組を支援する。	1号遊休農地：30,000円/10a 再生困難な農地：50,000円/10a
	奈良県	-	なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業	農業者等	県内全域 (農地中間管理権設定農地等)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）、耕作放棄地の再生作業と併せて実施する補完整備（農業用排水、農道、暗渠排水等）に経費の一部を補助する。	1/2以内
	和歌山県	-	和歌山版農地再生活活用支援事業	農用地利用集積等促進計画により権利設定を受けた個人経営体および法人経営体	県内全域 (農地中間管理権設定農地等)	遊休農地の解消及び担い手等への集積・集約化促進	市町村の地域計画に基づき、担い手が農地中間管理機構を通じて賃借又は売買した遊休農地の解消や修復、改良を行う取組を支援する。	水田・畑地：100,000円/10a 樹園地：200,000円/10a ※修復及び改良は、解消面積10a当たりの補助金の交付上限あり。

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
中国四国局	鳥取県	-	機構中間保有地再生活用事業	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	県内全域（中間管理権を設定した荒廃農地）	荒廃農地の再生・活用	雑木や果樹棚等の障害物除去、深耕・整地、廃棄物処理、土壌改良に係る経費を補助する。	県：1/2、市町村：1/2
			鳥取県主要園芸品目生産振興事業（旧ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業）	JA、生産組織、農業者、法人	指定なし	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策	農地の良好な生産環境維持及び条件整備（基盤整地・土壌改良（石礫除去・用水施設等）、果樹棚（ハウス）撤去・老木撤去・除根等））、荒廃農地の再生等	市町村が負担する率と同率以内（上限1/2）
	島根県	-	農地有効利用支援整備事業	市町村、土地改良区	県内全域（市町村長認定農地）	耕作放棄地の発生防止、農地の利用促進及び食料自給力向上	耕作放棄地のおそれのある農地やこれに関連する農業用施設の簡易な整備に係る経費の一部を補助する。 ①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③客土 ④区画整理 ⑤土壌改良 ⑥鳥獣侵入防止施設 ⑦農用地の改良又は保全 ⑧営農用水施設 ⑨農道 ⑩臨時の用排水対策	1/2
	岡山県	-	遊休農地畑地化等促進事業（旧荒廃農地再生・活用事業）	市町村	県内全域（農用地区域）	荒廃農地を活用し、新規就農者等の育成を図る市町村を支援することで、荒廃農地の再生・活用を図る。	①再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地等） ②畑地化整備（暗渠排水、客土等の畑地化に係る簡易基盤整備） ③営農開始（都市部から移住し、新たに農園を開設するために必要な小農機具等）	①再生作業 助成対象事業費の1/4以内 ②畑地化整備 助成対象事業費の1/4以内 ③営農開始 助成対象事業費の1/4以内 ただし、助成対象者ごとの県補助額の上限は①10万円以内、②40万円以内、③16万円以内
	徳島県	-	耕作放棄地フル活用事業	農地中間管理機構（県農業開発公社）	県内全域（市街化区域以外の1号遊休農地）	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地を借受けた者に対し、再生作業に係る経費を支援する。 農地中間管理機構を通じて5年間以上、転貸されること	作業に要する経費 【定額】 定額140,000円/10a
	香川県	-	遊休農地等利活用促進事業	農業者等	県内全域（遊休農地等）	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業等に係る経費の一部を補助する。 ①【再生利用】 ②【発生防止】 ③【体験農園整備】 ④【耕畜連携】	①県：6/10以内（60,000円/10a） 市町：3/10（30,000円/10a） ※定率は、重機を用いて作業をする場合に限る。 ②県：3/5以内 市町1/5 ③県：1/2以内（上限100万円） ④県：300,000円/10a以内 耕種農家が、自給飼料を生産するほ場に、協定に係る畜産農家の製造する堆肥を散布した場合には、10,000円/10aを加算
	愛媛県	-	担い手総合支援事業	集落営農組織（事業主体は市町）	県内全域	集落営農組織の新規就農者が活用するために荒廃農地を再生	集落営農組織が農地集積した荒廃農地を再生し、新規就農者が活用できる農地への改善を支援する。	県1/3以内
	高知県	-	地域計画実行支援事業（のうち、担い手のための遊休農地解消事業）	市町村	県内全域（地域計画の区域内かつ黄色区分（農地法第32条第1項第1号））	遊休農地の再生	地域計画内の遊休農地の雑木等の伐採・除草・抜根・残渣処理及び障害物等（放置された園芸用ハウス、農業用資材の残骸など）の撤去にかかる経費を補助する。	市町村が補助する額の1/2以内（県費補助上限額：50万円/10a（障害物等の撤去を含む場合75万円/10a））
	九州局	熊本県	-	耕作放棄地有効利用促進事業	市町村等	県内全域（農振農用地域）	耕作放棄地の再生及び利用促進 耕作放棄地の再生作業及び営農定着に係る経費の一部を補助する。 ①再生作業（中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者） ②営農定着（中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者）	①30,000円/10 a ②10,000円/10 a